

令和5年度 滋賀県営都市公園指定管理者募集要項等に関する質問と回答

令和 6年 1月 12日
滋賀県土木交通部都市計画課

番号	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項共通編 5、6 ページ イ 参考額	項目イに「参考額」と記載がありますが、参考額内では良好な公園管理が持続的に不可能な場合、収支計画の妥当性をもって、参考額を上回る提案をしても問題ないでしょうか。その場合、同要項3 6 ページに示された審査の基準において選定基準の採点合計が6割未満となりますでしょうか。採点方法（計算式）と合わせてご教示下さい。	参考額を上回る提案を行うことは可能ですが、提案された管理料は、審査の基準に基づき、指定管理者等選定委員会において審査することとなり、その結果、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満となった場合は、失格となります。なお、審査の基準を含む指定管理者募集要項の他に選定に当たっての審査方法等は公表していません。
2	募集要項共通編 5、6 ページ イ 参考額	自主事業による収益還元も含めて、指定管理料参考額内で良好かつ持続的な公園管理が難しい場合は、各公園の管理項目（規模や回数等）について変更提案を行っても宜しいでしょうか。	変更提案を行う場合各事業年度の事業計画書を県と調整したうえで、前年度の9月末（指定期間の初年度に係る事業計画書にあっては、県が指定する期日）までに提出し、県の承認を得る必要があります。なお、指定管理者として指定を受ける際に提出した提案事業計画書の内容は、履行義務を負いますのでご注意ください。

3	募集要項共通編 37 ページ 別紙 2-1 申請様式集 9 ページ 8 自主事業の運営	施設設置の目的・役割に「琵琶湖総合開発計画により～中略～治水機能を有する前浜などの環境特性にも十分配慮する必要がある」とあるように、公園の設置目的に立ち帰る必要は不断にあるが、当初の設置目的の中にキャンプ・バーベキュー利用が無かったことと、今回の募集要項様式集で「有料云々」とバーベキューを殊更書かれることに矛盾を感じてしまう。有料バーベキューの提案はどうしても必要か？	自主事業の提案は任意です。
4	募集要項 別添資料 2-1、2-2	令和4年度から令和5年度の賃上げ率は厚生労働省調査では3.6%となっており、滋賀県の最低賃金改定においても引上げ率が4.31%に上昇していることに対して、南湖東岸及び湖東湖北の参考額の人件費が、過去3か年の実績平均額から上昇が見込まれていないこと、さらに令和6年度から令和10年度の間で年度の上昇率が0.1%と算出された点について算出根拠をご教示ください。	「滋賀県が締結する契約に関する条例」の趣旨に鑑み、賃金の増加に加え、物価上昇の状況を加味するとともに、これまでの指定管理実績を踏まえ、指定管理料総額の参考額を算定しています。
5	募集要項 別添資料 2-1、2-2	昨今の物価上昇、人件費上昇、光熱水費上昇の中で、南湖東岸及び湖東湖北の施設管理費と事業費について過去3か年の実績平均額より令和6年度から令和10年度の各年において下回っている点について算出根拠をご教示ください。	「滋賀県が締結する契約に関する条例」の趣旨に鑑み、賃金の増加に加え、物価上昇の状況を加味するとともに、これまでの指定管理実績を踏まえ、指定管理料総額の参考額を算定しています。
6	申請様式集 7 ページ 6 利用促進策、利用者増への取組	様式集6の「当該公園がより多くの人に利用される方策」とありますが、2019年の5月の24万人から2022年の5月には83万人が利用するに至り、マナー問題、ゴミや施設の損壊、枠外駐車が問題化したとしながら、より多くの人に利用して欲しいというのは設計として矛盾するのではないかと思えてしまいます。膨らんだ利用者のマナーが一定水準以上であることの担保が無いまま利用促進一辺倒になることはリスクを孕むので、利用の適正化とは適正利用者数も概念的に内包すること、多様な公園利用者の存在を考えると、利用者増ばかりを推進するのが良いことだと断ずることは出来ません。このような観点から混雑期の適正利用者数に言及し、多様なニーズを的確に捉えた提案の場合、募集要項共通編の別紙1の「審査内容」の「利用促進方策が具体的に示されているか」の10点が頂けないというだけで、その他の25点については評価の対象となり得るという理解で宜しいでしょうか？	提案された内容は、審査の基準に基づき、指定管理者等選定委員会において審査することとなります。なお、審査の基準を含む指定管理者募集要項の他に選定に当たっての審査方法等は公表していません。

7	<p>申請様式集 9 ページ 8 自主事業の運営</p>	<p>様式集8の自主事業運営の記述のポイントに「有料バーベキューなど、民間活力導入につながる取組であるか」とありますが、バーベキュー利用者の出すゴミや施設損壊問題解決の糸口が確かなものでない段階で、殊更特定のレジヤーに肩入れした自主事業を例示するのは、レジヤー毎の利用者数のバランスにおいて偏りを招く恐れがある上、ゴミや施設損壊問題、ひいては混雑期の枠外駐車との元となるバーベキュー利用者の人数の調整を考えた時に、結果としてちぐはぐなやり方になる恐れがあります。有料バーベキューなどを積極的に取り組むこと以外の代替の自主事業の提案を評価して頂くことは可能でしょうか？</p>	<p>提案された内容は、審査の基準に基づき、指定管理者等選定委員会において審査することとなります。</p>
8	<p>申請様式集 23 ページ 様式第3号(2) 利用適正化方策の提案に係る事業計画書</p>	<p>・様式第3号(2)の2「利用者のマナーアップを含む快適性向上を図るため、混雑に起因する利用適正化が必要な箇所での利用者の快適性向上に結び付く取組」とあるが、マナーアップを含む快適性向上の為の手段が「混雑に起因する利用適正化が必要な箇所での快適性向上」＝「混雑緩和策」、と読める。しかし3の下段に「混雑緩和策」として②適正化に向けた方策（マナーアップに繋がる啓発イベントや管理型の火器使用イベント、駐車場の適正利用（有料化施設の導入、社会実験を含む）とある。駐車場の適正利用は「混雑緩和策」と読み替えることができ、啓発イベントや火器使用イベントとは利用者の動機から考えると本質的に異なるものであり、それぞれ独立させて提案することに問題はないか？</p> <p>・場所取りや枠外駐車と、ゴミや施設損壊のルール違反は、先述の通り利用者の動機などを考えると本質的に別問題であることが春の実験で示唆された。春の実験では事前予約で当日確実に駐車出来る権利を担保したことが利用者から評価され、その仕組みに95%の賛同が得られたが、ゴミ放置は実験の係員の監視下でも起きた。マナーアップ啓発や火器使用方法の教示は、混雑緩和と本質的に別問題である。混雑緩和策（駐車場の適正利用）の内容と並列させず、別問題として提案をしても問題ないか？</p>	<p>・利用適正化方策として、それぞれ提案いただいかまいません。</p> <p>・利用適正化方策として、それぞれ提案いただいかまいません。</p>

		<p>・但し、混雑緩和策は昨今の社会実験や混雑期の利用状況調査で、大型連休など枠外駐車が過去に確認された箇所、時間帯が分かっている。夜間に枠外駐車は確認されていない。従って早朝から夕方までの時間に枠外駐車過去に複数回確認された箇所に係員を配置して満車表示し、混雑に至っていない箇所の情報提供をする指定管理業務の一環としての「混雑情報提供サービス」を複数回行えば、時の経過と共に自然と混雑の緩和は進んでいく可能性もある。この点について追加出費を伴う自主事業として提案しなくても、利用適正化方策について全く評価されないことにはならないという理解で良いか？</p>	<p>・提案された内容は、審査の基準に基づき、指定管理者等選定委員会において審査することとなります。</p>
9	<p>申請様式集 23 ページ 様式第3号(2) 利用適正化方策の提案に係る 事業計画書</p>	<p>様式第3号(2)に利用適正化方策は自主事業として実施するように、また指定管理料の充当はできない、とありますが、必ず自主事業として事業計画書を書かなければならないのでしょうか？例えばゴミの不法投棄を抑制するための策として、本来対応すべき自治体のご協力が結果的に解決に結び付かなかった場合、防犯カメラの設置なども考えられます。防犯カメラの設置は自主事業の定義(料金徴収・売上の獲得)と相容れないものであり、通常の指定管理業務に分類されると思いますが、提案可能かどうかも含めご確認願います。</p>	<p>本様式に記載する内容は、自主事業として記載してください。なお、自主事業の提案は任意です。 また、料金徴収や売上金を得る目的以外であっても、自己の責任と費用により実施される事業であれば、提案いただくことは可能とします。</p>